

地方公共団体における特定家庭用機器廃棄物の適正な処理のための取組について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ第4回合同会合での細田座長からの依頼に基づき、1．特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の実態とその対策、2．地方公共団体による義務外品への対応状況、3．家電リサイクル法施行前後の特定家庭用機器廃棄物に関する経費の推移についてアンケート調査等を実施し、結果を取りまとめた。

<本調査取りまとめの基本的な考え方>

環境省・経済産業省等の統計調査で把握されている統計データについては、出典・調査方法を明示して用いる。

こうした統計データのないものについては、地方公共団体の事例調査の結果を、調査方法を明示して用いる。

上記の事例調査は、細田座長から依頼のあった項目に関して必要なデータを提供できる地方公共団体（以下「協力団体」という。詳細は別紙参照）について全国知事会、全国市長会、全国町村会及び全国都市清掃会議から推薦を頂き、該当協力団体に対して実態把握を行うものである。

1．特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の実態とその対策

(1) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の実態

環境省の統計調査で把握している

不法投棄数の増減の予測、

不法投棄場所の内訳、

特定家庭用機器とその他の製品との不法投棄される割合の比較については、調査方法を明示して当該データを用いる。

こうした統計データのない

家電リサイクル法施行前後の不法投棄台数の推移、

不法投棄物の廃棄の状況、

予測される不法投棄の原因者、

未回収の不法投棄物がある場合の回収していない理由については事例調査の結果を用いる。

《統計調査で把握されているデータ》

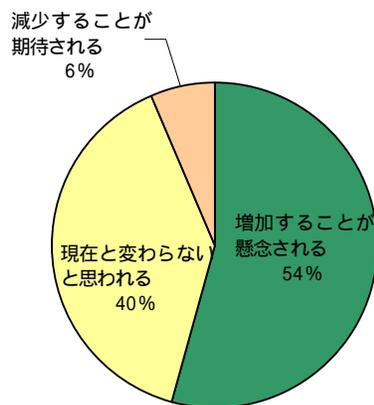
(調査方法)

不法投棄数の増減の予測、及び 不法投棄場所の内訳については、環境省が全国の地方公共団体を対象に行った、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄等に対する市区町村の取組に関するアンケート調査（平成 17 年度）の結果を用いる（対象 1,845 市区町村 人口カバー率 100%）（参照文献 1）。

また、特定家庭用機器廃棄物とその他の製品等との不法投棄された割合の比較については、上記のアンケート調査で把握された、特定家庭用機器廃棄物、産業廃棄物全体、使用済自動車及び廃パソコンの不法投棄された量について当該廃棄物の排出量に対する割合を推計した。

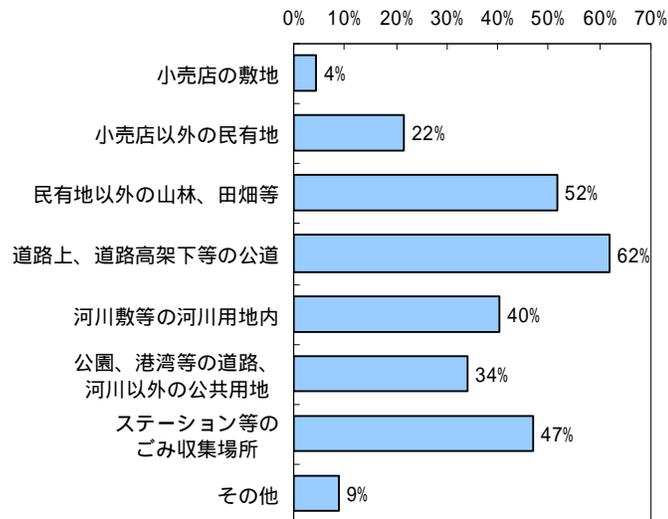
家電リサイクル法施行後 5 年を踏まえた、今後の特定家庭用機器廃棄物の不法投棄数の増減の予測（回答市区町村数 1,845）

- 1) 増加することが懸念される。 997 市区町村 (54%)
- 2) 現在と変わらないと思われる。 732 市区町村 (40%)
- 3) 減少することが期待される。 116 市区町村 (6%)



市区町村が回収した特定家庭用機器廃棄物の不法投棄場所の内訳（回答市区町村数 1,845）（複数回答有り）

- 1) 小売店の敷地 79 市区町村 (4%)
- 2) 小売店以外の民有地 397 市区町村 (22%)
- 3) 民有地以外の山林、田畑等 952 市区町村 (52%)
- 4) 道路上、道路高架下等の公道 1,142 市区町村 (62%)
- 5) 河川敷等の河川用地内 741 市区町村 (40%)
- 6) 公園、港湾等の道路、河川以外の公共用地 632 市区町村 (34%)
- 7) ステーション等のごみ収集場所 865 市区町村 (47%)
- 8) その他 159 市区町村 (9%)



特定家庭用機器廃棄物とその他の製品等との不法投棄された割合の比較
(産業廃棄物全体、使用済自動車、廃パソコン)

排出量に占める不法投棄された廃棄物の割合(以下「不法投棄率」という。)について、特定家庭用機器廃棄物と、産業廃棄物全体や製品購入時にリサイクル料金を負担している品目の例である使用済自動車や廃パソコンの不法投棄率との比較を行う。

なお、不法投棄率の把握に当たっては、各製品等により重量や台数など把握できるデータの単位が異なるため、特定家庭用機器廃棄物、産業廃棄物、廃パソコンについては重量、使用済自動車については台数を基に推計する。

表 特定家庭用機器とその他製品等の不法投棄率

	特定家庭用機器 廃棄物	産業廃棄物全体 (注1)	使用済自動車 (注2)	廃パソコン (注3)
不法投棄量(t)	5,355	745,000	57,100(台)	74.6
排出量(t)	848,000	412,000,000	57,300,000(台)	102,000
不法投棄率(%)	0.6	0.2	0.1	0.1

注1・・・ここで示す産業廃棄物の不法投棄量は、当該年度に新たに発見された硫酸ピッチ事案を除く1件当たり10トン以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む場合はすべての事案が対象)について集計したものである。

注2・・・ここで示す使用済自動車の不法投棄台数は、不法投棄・不適正保管された使用済自動車の平成17年度末の残存数である。平成17年度末の残存数に対応する排出台数として、平成17年度の排出台数に平成17年の乗用車の平均使用年数(10.9年)(参照文献2)を掛けたものを用いる。

注3・・・廃パソコンについては、リサイクル料金の前払制度が導入される以前の物や前払の対象ではない事業系のパソコンも含んでいる。

(推計方法)

各製品等の不法投棄量(台数)を各製品等の排出量(台数)で割って不法投棄率を推計する。把握に当たっては可能な限り最新のデータを用いる。

【特定家庭用機器廃棄物の不法投棄率】

不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の台数については、環境省が全国の地方公共団体に対して行ったアンケート調査(平成17年度)(回答市区町村数1,816 回答率約98.4%)の集計結果から、調査に対して回答のあった地方公共団体の人口カバー率(約99.7%)で割り戻して、全国の不法投棄台数として推計したものをを用いる(参照文献3)。

特定家庭用機器廃棄物の排出台数については、経済産業省が統計解析によって推計した結果(平成17年度)を用いる(参照文献4)。

特定家庭用機器廃棄物の重量として、家電製品協会が推計した各製品の平均重量(エアコン:51kg、テレビ:25kg、冷蔵庫・冷凍庫:59kg、洗濯機:25kg)(参照文献5)を用いて、不法投棄台数及び排出台数を重量に換算し、不法投棄率を推計する。

【産業廃棄物全体の不法投棄率】

不法投棄された産業廃棄物の量については、環境省が平成15年度に新たに発覚した産業廃棄物の不法投棄事案、及び残存している産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案について行った都道府県等にアンケート調査(回答地方公共団体数103 回答率100%)の結果を用いる(参照文献6)。

産業廃棄物の排出量については、対象年度の実態調査を行った都道府県に対して環境省が行ったアンケート調査(平成15年度)(対象都道府県数25)を用い、残りの都道府県については過去のデータから推計し、集計した結果を用いる(参照文献7)。

【使用済自動車の不法投棄率】

使用済自動車については環境省が全国の都道府県等に不法投棄・不適正保管された使用済自動車の残存台数について行ったアンケート調査(平成18年3月末)(回答地方公共団体数103 回答率100%)の結果を用いる(参照文献8)。

平成17年度の使用済自動車の排出台数について、日本自動車工業会が公表している平成16年度末、平成17年度末の自動車保有台数、平成17年度の自動車の国内出荷台数から推計する(約5,240,000台)(参照文献9)。

使用済自動車について把握できるデータは不法投棄・不適正保管された使用済自動車の平成17年度末の残存数であり、過去に不法投棄された使用済自動車の未回収分を含んでいる。そのため、平成17年度末の残存数に対応する排出台数として、平成17年度の排出台数に平成17年の乗用車の平均使用年数(10.9年)(参照文献2)を掛けたものをを用いる。

【廃パソコンの不法投棄率】

不法投棄された廃パソコンの台数については、環境省が全国の地方公共団体に対して行ったアンケート調査(平成17年度)(回答市区町村数1,314 回答率約71.2%)の集計結果から、調査に対して回答のあった地方公共団体の人口カバー率(約82.8%)で割り戻して、全国の不法投棄台数として推計したものをを用いる(参照文献3)。

廃パソコンの排出量については、電子情報技術産業協会が統計解析で推計した結果(平成17年度)を用いる(参照文献10)。

また、電子情報技術産業協会が廃パソコンの排出量の推計で用いた廃パソコンの平均重量(本体:7.5kg、ノート型:2.5kg、CRTモニタ:15.5kg、液晶モニタ:4.5kg)を基に、不法投棄された廃パソコンの台数を重量に換算する。

《事例調査に基づくデータ》

(調査方法)

協力団体に対してアンケート調査を行い、その結果に基づき、後述の家電リサイクル法施行前後の不法投棄台数の推移については、状況を把握していた地方公共団体の結果を事例として紹介する。

不法投棄物の廃棄の状況、予測される不法投棄の原因者については、回答のあった地方公共団体の人口規模ごとに平均値を算定する。

未回収の不法投棄物がある場合の回収していない理由については、回答のあった地方公共団体の結果を集計する。

家電リサイクル法施行前後の不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の台数の推移（把握していた市区町村数 9 対象人口 555 万人）

平成 11 年度～平成 13 年度、平成 16 年度、平成 17 年度の特定家庭用機器廃棄物の不法投棄台数について、協力団体に対してアンケート調査を行ったところ、結果は以下のとおりである。

	施行前			施行後	
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成16年度	平成17年度
札幌市（187万人）	1,151台	1,691台	2,080台	4,809台	5,485台
千葉市（93万人）	914台	995台	1,610台	1,650台	952台
市原市（28万人）	405台	323台	794台	1,663台	1,030台
厚木市（22万人）	56台	85台	288台	171台	174台
広島市（114万人）	561台	667台	366台	354台	616台
東京都内4市区 （111万人）（注1）	584台	664台	577台	665台	566台
合計	3,671台	4,425台	5,715台	9,312台	8,823台

注1・・・東京都については管下の市区町村のうち状況を把握していた4市区の結果を合計

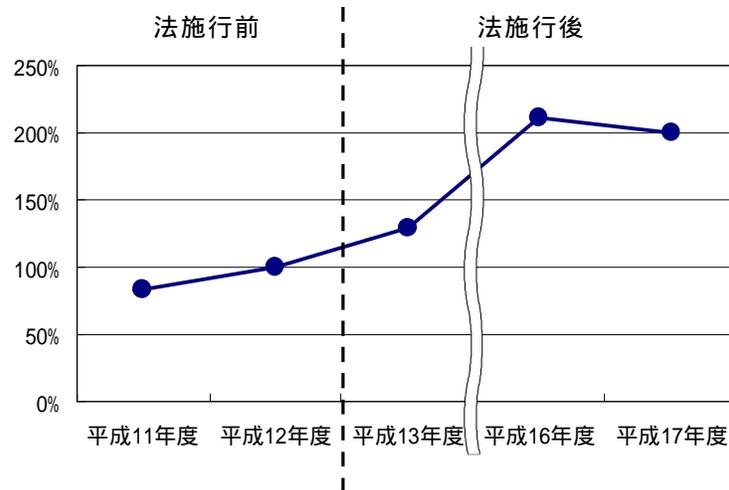


図 家電リサイクル法施行前後の不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の台数の推移（合計）
施行前の平成12年度の不法投棄台数を100%としている。

不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の廃棄の状況（平成17年度）

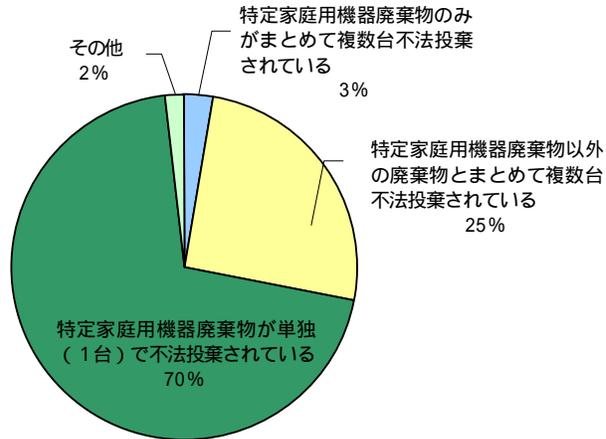
平成17年度に発見された特定家庭用機器廃棄物の不法投棄事案について、廃棄の状況を協力団体に対してアンケート調査を行ったところ結果は以下のとおりである。

不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の発見時の状況（平成17年度） （回答地方公共団体数46）

	人口1万人当たりの不法投棄事案の件数				
	全体	都道府県 (1県) (注1)	人口50万 人以上の 市区 (5市区)	人口50万 人未満の 市区 (28市区)	町・村 (12町村)
特定家庭用機器廃棄物のみがまとめて複数台不法投棄されている	0.2件 (3%)	0.0件 (0%)	0.5件 (9%)	0.2件 (3%)	0.2件 (5%)
特定家庭用機器廃棄物以外の廃棄物とまとめて複数台不法投棄されている	1.6件 (25%)	0.2件 (100%)	2.6件 (48%)	0.8件 (13%)	3.4件 (37%)
特定家庭用機器廃棄物が単独(1台)で不法投棄されている	4.6件 (70%)	0.0件 (0%)	2.3件 (44%)	4.7件 (81%)	5.6件 (61%)
その他(特定家庭用機器廃棄物以外の廃棄物とまとめて1台が不法投棄されている)	0.1件 (2%)	0.0件 (0%)	0.0件 (0%)	0.2件 (3%)	0.0件 (0%)
合計(注2)	6.5件 (100%)	0.2件 (100%)	5.4件 (100%)	5.7件 (100%)	9.2件 (100%)

注1・・・都道府県の権限で対応する産業廃棄物の不法投棄事案等について集計しており、管下の市区町村の権限で対応する不法投棄事案は含まない。

注2・・・割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

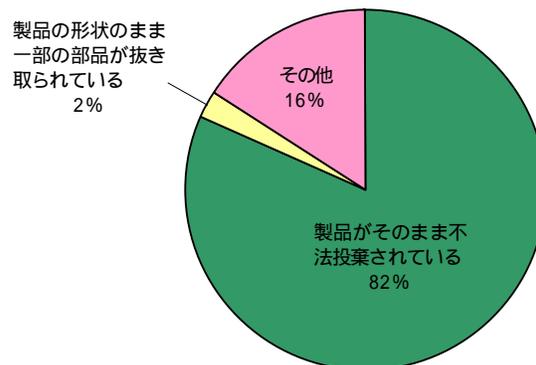


不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の個々の状態 (平成 17 年度)
(回答地方公共団体数 44)

	人口 1 万人当たりの不法投棄事案の台数				
	全体	都道府県 (1 県) (注 1)	人口 50 万 人以上の 市区 (9 市区)	人口 50 万 人未満の 市区 (23 市区)	町・村 (11 町村)
製品がそのまま不法投棄されている	7.1 台 (82%)	0.2 台 (100%)	6.5 台 (54%)	4.8 台 (86%)	13.2 台 (99%)
製品の形状のまま一部の部品が抜き取られている	0.2 台 (2%)	0.0 台 (0%)	0.5 台 (4%)	0.2 台 (3%)	0.2 台 (1%)
その他 (破損しており状態不明、 ブラウン管のみ廃棄)	1.4 台 (16%)	0.0 台 (0%)	5.2 台 (43%)	0.6 台 (11%)	0.0 台 (0%)
合計 (注 2)	8.7 台 (100%)	0.2 台 (100%)	12.2 台 (100%)	5.5 台 (100%)	13.4 台 (100%)

注 1・・・都道府県の権限で対応する産業廃棄物の不法投棄事案等について集計しており、
管下の市区町村の権限で対応する不法投棄事案は含まない。

注 2・・・割合は四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

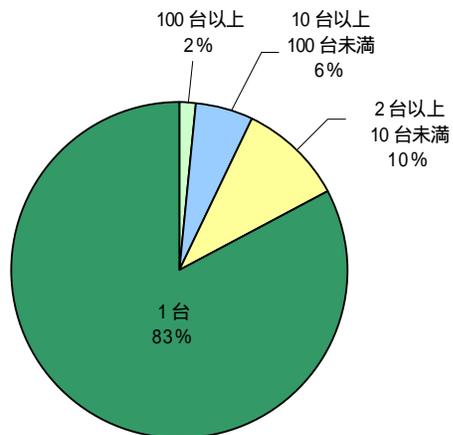


不法投棄事案ごとの特定家庭用機器廃棄物の台数（平成 17 年度）
（回答地方公共団体数 40）

	人口 1 万人当たりの不法投棄事案の件数				
	全体	都道府県 (0 都道府県) (注 1)	人口 50 万 人以上の 市区 (4 市区)	人口 50 万 人未満の 市区 (24 市区)	町・村 (12 町村)
100 台以上	0.1 件 (2%)	0.0 件 (0%)	0.0 件 (0%)	0.2 件 (3%)	0.0 件 (0%)
10 台以上 100 台未満	0.4 件 (6%)	0.0 件 (0%)	0.1 件 (1%)	0.5 件 (10%)	0.1 件 (1%)
2 台以上 10 台未満	0.7 件 (10%)	0.0 件 (0%)	2.2 件 (30%)	0.2 件 (4%)	1.1 件 (12%)
1 台	5.5 件 (83%)	0.0 件 (0%)	5.0 件 (69%)	4.3 件 (82%)	8.0 件 (87%)
合 計	6.6 件 (100%)	0.0 件 (100%)	7.2 件 (100%)	5.2 件 (100%)	9.2 件 (100%)

注 1・・・都道府県の権限で対応する産業廃棄物の不法投棄事案等について集計しており、
管下の市区町村の権限で対応する不法投棄事案は含まない。

注 2・・・割合は四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。



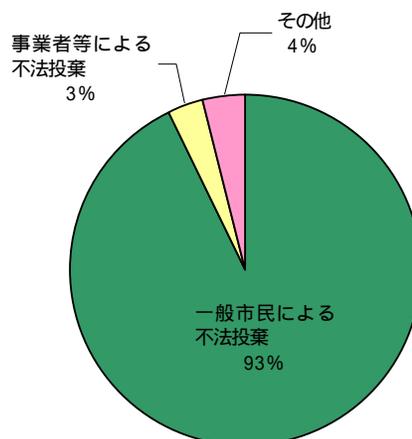
推定される特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の原因者（平成 17 年度）
（回答地方公共団体数 44）

平成 17 年度に発見された特定家庭用機器廃棄物の不法投棄事案において推定される原因者について、協力団体に対してアンケート調査を行ったところ、結果は以下のとおりである。

	人口 1 万人当たりの不法投棄事案の件数				
	全体	都道府県 (1 県) (注 1)	人口 50 万 人以上の 市区 (9 市区)	人口 50 万 人未満の 市区 (23 市区)	町・村 (11 町村)
一般市民による不法投棄	6.2 件 (93%)	0.2 件 (100%)	6.3 件 (92%)	5.4 件 (94%)	8.4 件 (92%)
事業者等による不法投棄	0.2 件 (3%)	0.0 件 (0%)	0.4 件 (7%)	0.1 件 (2%)	0.3 件 (3%)
その他(海岸に漂着した物であり不明、発見時の状況だけでは予測困難)	0.3 件 (4%)	0.0 件 (0%)	0.1 件 (2%)	0.2 件 (4%)	0.4 件 (5%)
合計(注 2)	6.7 件 (100%)	0.2 件 (100%)	6.8 件 (100%)	5.8 件 (100%)	9.1 件 (100%)

注 1・・・都道府県の権限で対応する産業廃棄物の不法投棄事案等について集計しており、管下の市区町村の権限で対応する不法投棄事案は含まない。

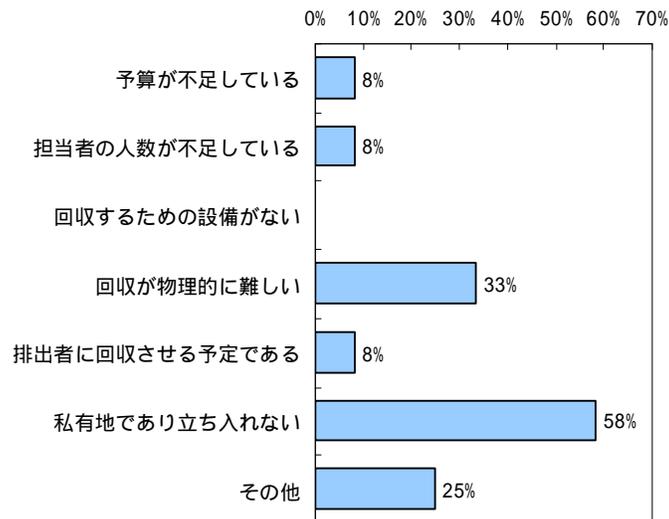
注 2・・・割合は四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。



未回収の不法投棄された特定家庭用機器廃棄物がある場合の回収していない理由（回答市区町村数 12）（複数回答有り）

不法投棄された特定家庭用機器廃棄物のうち、未回収分が存在する場合の理由について、協力団体に対してアンケート調査を行ったところ、結果は以下のとおりである。

- 1) 予算が不足している・・・1 市区町村（ 8% ）
- 2) 担当者の人数が不足している・・・1 市区町村（ 8% ）
- 3) 回収するための設備がない・・・0 市区町村（ 0% ）
- 4) 回収が物理的に難しい・・・4 市区町村（ 33% ）
- 5) 排出者に回収させる予定である・・・1 市区町村（ 8% ）
- 6) 私有地であり立ち入れない・・・7 市区町村（ 58% ）
- 7) その他（土地管理者・所有者に依頼又は警告）・3 市区町村（ 25% ）



(2) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄対策の状況

環境省の統計調査で把握されている 家電リサイクル法の施行前後での不法投棄に対する財政負担の変化については、調査方法を明示して用いる。

こうした統計データのない 家電リサイクル法の施行前後での不法投棄に対する財政負担の推移については、協力団体に対する事例調査の結果を用いる。

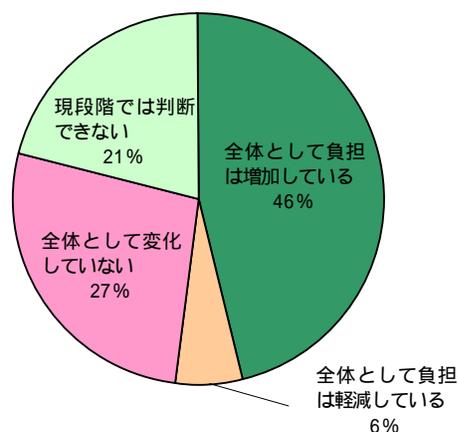
《統計調査で把握しているデータ》

(調査方法)

環境省が全国の地方公共団体を対象に行った、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄等に対する市区町村の取組に関するアンケート調査（平成 17 年度）の結果を用いる（対象 1,845 市区町村 人口カバー率 100%）（参照文献 1）。

家電リサイクル法の施行前後での特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する財政負担の変化（回答市区町村数 1,845）

- 1) パトロールの強化や不法投棄の問題等があり、全体として負担は増加している・・・・・・・・・・・・・・・・・・851 市区町村（ 46%）
- 2) 特定家庭用機器廃棄物の引取量の減少や処理コストの低減により、全体として負担は軽減している・・・・・・・・・・・・・・・・・・109 市区町村（ 6%）
- 3) 全体として変化していない・・・・・・・・・・・・・・・・・・493 市区町村（ 27%）
- 4) 現段階では判断できない・・・・・・・・・・・・・・・・・・392 市区町村（ 21%）



《事例調査に基づくデータ》

(調査方法)

(1) 不法投棄数の推移で紹介した協力団体のうち、不法投棄に対する財政負担(不法投棄の未然防止、原状回復)について、状況を把握している地方公共団体の結果を用いる。

家電リサイクル法施行前後での特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する財政負担の推移

協力団体に対するアンケート調査の結果、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する費用を直接把握している場合は、そのデータを用い、直接把握していない場合は、不法投棄された廃棄物に占める家庭用機器廃棄物の割合を用いて推計した。(例：不法投棄された廃棄物の総量が10tで不法投棄対策費用が1,000万円となっており、1tの特定家庭用機器廃棄物の不法投棄がある場合、その不法投棄対策費用は1,000万円×1t/10t=100万円と推計する。)

また、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する費用の推移を把握している地方公共団体のうち、不法投棄の防止・発見のための監視に必要とした時間、不法投棄事案の原状回復に必要とした時間やその他の不法投棄対策について把握していた地方公共団体のデータを集計した。

これらの調査の結果は以下のとおりである。

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する費用の推移

(把握していた市区町村数7 対象人口505万人)

	施行前		施行後 (千円)		
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成16年度	平成17年度
札幌市(187万人)	2,206	2,403	11,811	35,377	35,625
千葉市(93万人)	300	300	2,160	1,941	1,343
広島市(114万人)	2,225	2,114	2,821	5,776	4,213
東京都内4市区 (111万人)(注1)	9,989	10,892	13,526	15,215	15,775
合計	14,720	15,709	30,318	58,309	56,956
人口1万人当たり	29.1	31.1	60.0	115.5	112.8
全国(注2)	369,000	395,000	764,000	1,480,000	1,440,000

注1・・・東京都については管下の市区町村のうち状況を把握していた4市区町村の結果を合計

注2・・・人口1万人当たりの平均値から各年の10月1日の総人口(参照文献11)に割り戻して推計

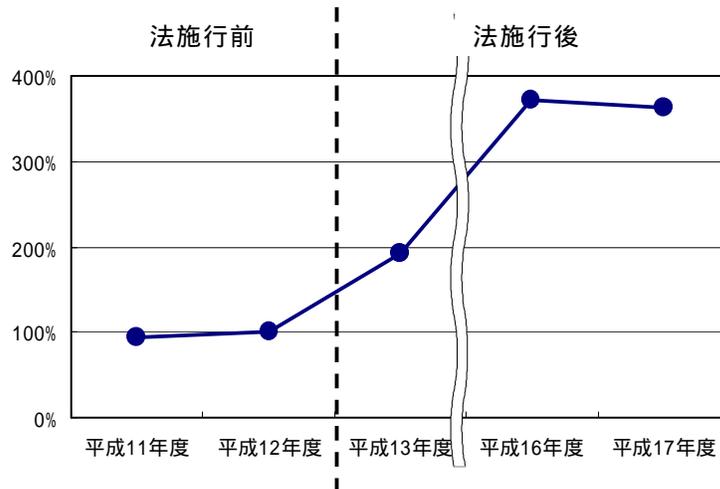


図 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する費用の推移 (合計)
 施行前の平成12年度の不法投棄に対する費用を100%としている。

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄対策の実例 (平成17年度)

(把握していた市区町村数4 対象人口325万人)

・不法投棄監視と原状回復に必要な時間 (注1)

	不法投棄監視		原状回復	
	自ら又は委託して実施	ボランティアが実施	自ら又は委託して実施	ボランティアが実施
札幌市 (187万人) (時間・人)	1,976	0	260	4,992
広島市 (114万人) (時間・人)	3,804	0	2,132	0
東京都内2市 (24万人) (時間・人)	150	250	87	0
合計	5,930	250	2,479	4,992
人件費換算 (千円) (注2)	13,900	584	5,800	11,700
人件費換算 (全国値) (千円) (注3)	545,000	23,000	228,000	459,000

注1・・・1人が1時間作業を行った場合を1(時間・人)として集計

注2・・・平成17年度の労働者の平均給与及び平均労働時間(参照文献12)を用いて、延べ作業時間から人件費を推計

注3・・・平成17年10月1日の全国人口(参照文献11)から全国の人件費を推計

・その他の不法投棄対策 (4市区町村の合計値)

対策内容	件数
立て看板等	3,510台
ポスター・パンフレット等	5枚
説明会等	1回
キャンペーン・写真展による啓発	1回

2 . 地方公共団体の義務外品への対応状況

(調査方法)

環境省が全国の地方公共団体に対して行った義務外品への対応状況に関するアンケート調査(平成17年度)の結果を用いる(対象市区町村数1,845 人口カバー率100%) (参照文献1)。

義務外品とは・・・買換えに伴う廃棄物ではない特定家庭用機器廃棄物で、小売業者の倒産等により、引取義務のある小売業者が存在しないもの

義務外品を自ら引き取っている市区町村数(各年の4月1日現在)

(回答市区町村数1,845)

	平成16年(注1)	平成17年(注1)	平成18年
義務外品を自ら引き取っている市区町村数	933市区町村 (30%)	664市区町村 (28%)	477市区町村 (26%)
市区町村総数	3,136市区町村	2,398市区町村	1,845市区町村

()内は市区町村総数のうち、義務外品を引き取っている市区町村数の割合
注1・・・平成16年、平成17年ともに市区町村の回答率は100%(人口カバー率100%)である。

義務外品を自ら引き取っている地方公共団体の人口規模別の傾向

(平成18年4月現在)(回答市区町村数1,845)

市区町村人口	～5万人	5～50万人	50万人～
市区町村総数	1,283市区町村	528市区町村	34市区町村
義務外品を引き取っている市区町村数	338市区町村 (27%)	134市区町村 (25%)	5市区町村 (15%)

()内は市区町村総数のうち、義務外品を引き取っている市区町村数の割合

義務外品を自ら引き取っている場合の引取手数料(収集・運搬料金、再生処理料金)の平均値(平成18年4月1日現在)(回答市区町村数406)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
収集・運搬料金	2,291円 (406)	2,125円 (406)	2,406円 (402)	2,125円 (406)
再生処理料金	3,475円 (32)	2,757円 (32)	4,499円 (29)	2,415円 (32)
(参考)主な製造業者のリサイクル料金	3,675円	2,835円	4,830円	2,520円

()内は手数料を設定している市区町村数

*自ら義務外品の回収を行っていない地方公共団体については、小売店との協力、託業者や許可業者による回収等の対応をしている。

(参考)

地方公共団体における行政回収の実績（不法投棄物の回収分を除く。）
（平成 17 年度）（実績のあった市区町村数 421、人口 3,380 万人）

	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合計
回収実績	9,128台	44,534台	24,096台	22,148台	99,906台
うち指定引取場所	8,371台 (92%)	40,690台 (91%)	21,794台 (90%)	20,243台 (91%)	91,098台 (91%)

() 内は回収台数のうち、指定引取場所に持ち込んで回収したものの割合

3 . 家電リサイクル法施行前後の特定家庭用機器廃棄物に関する経費の推移

(1) 家電リサイクル法施行前後の特定家庭用機器廃棄物に関する経費の推移
(調査方法)

1 . (1) 不法投棄数の推移で紹介した協力団体のうち、家電リサイクル法施行前後の特定家庭用機器廃棄物に関する経費（収集・運搬、処分、不法投棄対策に関する経費の合計）の推移について、直接把握している場合は、そのデータを用い、直接把握していない場合は、2 . (2) と同様に不法投棄された廃棄物に占める特定家庭用機器廃棄物の割合を用いて推計した。

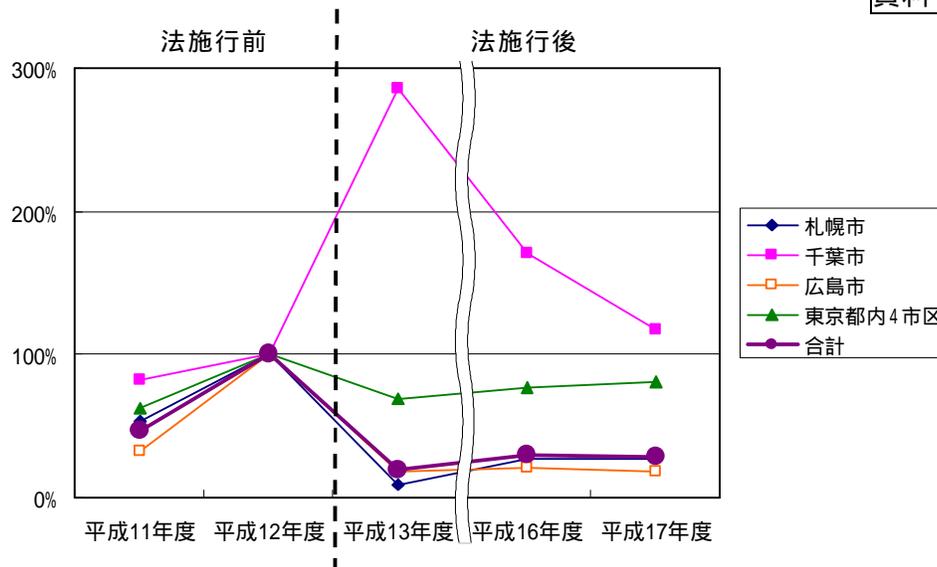
(把握していた市区町村数 7 対象人口 505 万人)

	施行前			施行後 (千円)	
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成16年度	平成17年度
札幌市 (187万人)	43,839	66,609	11,811	35,377	35,625
千葉市 (93万人)	1,479	1,797	5,125	3,075	2,099
広島市 (114万人) (注1)	28,707	87,228	16,274	18,761	15,707
東京都内4市区 (111万人)(注2)	12,390	19,651	13,526	15,215	15,775
合計	86,415	175,285	46,736	72,428	69,206
人口1万人当たり	178	358	95	144	137
全国 (注3)	2,250,473	4,540,782	1,207,080	1,840,423	1,748,833

注1・・・平成13年度：大型ごみ収集の有料化

注2・・・東京都の結果については管下の市区町村のうち状況を把握していた4市区町村の結果を合計している。

注3・・・人口1万人当たりの平均値から各年の10月1日の総人口(参照文献11)に割り戻して推計



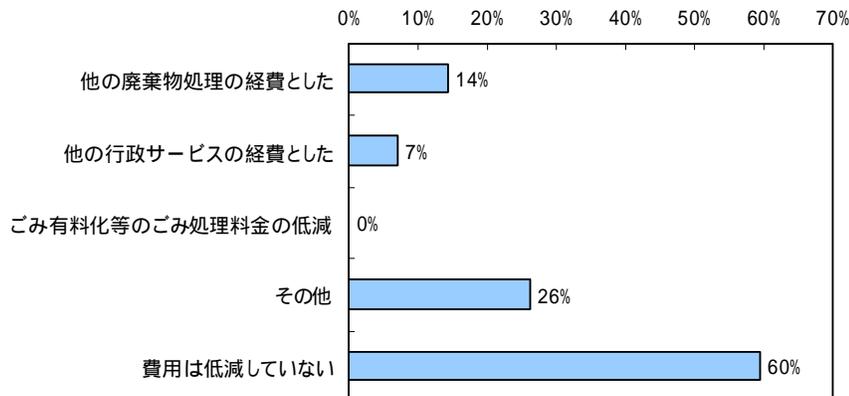
施行前の平成12年度の特定家庭用機器廃棄物に関する費用を100%としている。

(2) 家電リサイクル法施行前後の特定家庭用機器廃棄物に関する経費の増減とその用途

(調査方法)

特定家庭用機器廃棄物に関する経費について、家電リサイクル法の施行後、経費が低減していた場合、その低減した費用の用途について、協力団体にアンケート調査を行い、その結果を集計したものをを用いる(回答市区町村数42)(複数回答有り)。

- 1) 他の廃棄物処理の費用として必要になり、その経費とした・・・
・・・6市区町村(14%)
- 2) 他の部門の行政サービスの費用として必要になり、その経費とした・・・
・・・3市区町村(7%)
- 3) ごみ有料化等のごみ処理に関する料金の低減につながった・・・
・・・0市区町村(0%)
- 4) その他・・・11市区町村(26%)
具体的には：特定家庭用機器廃棄物に関する経費について計上把握していない、把握が困難なため不明、大型ごみ回収の有料化などの要因があり家電リサイクル法による効果が不明等
- 5) 特定家庭用機器廃棄物に係る費用は低減していない・・・
・・・25市区町村(60%)



(参照文献)

- 1 環境省 「市区町村における家電リサイクル法への取組状況について」(2006,11)
- 2 自動車検査登録協力会 「平均使用年数推移表 (昭和 50 年 ~ 平成 17 年)」
- 3 環境省 「廃家電の不法投棄の状況について」(2006,11)
- 4 経済産業省 「平成 17 年度廃棄物等処理再資源化推進 (特定家庭用機器等再商品化調査)
「使用済家電 4 品目の経過年数等調査」」(2006,3)
- 5 家電製品協会 「廃家電便覧」(1991,3)
- 6 環境省 「産業廃棄物の不法投棄の状況 (平成 15 年度) について」(2004,12)
- 7 環境省 「産業廃棄物の排出量及び処理状況等 (平成 15 年度実績) について」(2005,11)
- 8 環境省、経済産業省 「産業構造審議会 環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リ
サイクルWG 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会資
料」(2006,7)
- 9 日本自動車工業会 「自動車統計月報 2005 年 6 月号 ~ 2006 年 6 月号」
- 10 電子情報技術産業協会 「IT 機器の回収・処理・リサイクルに関する調査報告書」
(2006,3)
- 11 総務省 「人口推計年報 (平成 11 年度版 ~ 平成 17 年度版)」
- 12 厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報 (平成 17 年度)」

調査に御協力いただいた地方公共団体（協力団体）一覧

- 1．札幌市
- 2．秋田市
- 3．仙台市
- 4．栃木県芳賀町
- 5．茨城県
- 6．千葉市
- 7．千葉県市原市
- 8．東京都内全市区町村（62市区町村）
- 9．横浜市
- 10．川崎市
- 11．神奈川県厚木市
- 12．名古屋市
- 13．京都市
- 14．大阪市
- 15．神戸市
- 16．奈良県
- 17．島根県斐川町
- 18．岡山市
- 19．広島市
- 20．北九州市
- 21．熊本県山都町

延べ協力団体数：82